





## 誓 約 書

今般、御前崎市学校給食用物資納入業者に登録申請するにあたり、下記事項について絶対厳守すると共に、万一違反した場合はその責任を償い、指定を取り消されても異議の申し立てはいたしません。

### 記

- 1 内容、品質、量目の正確を期する。
- 2 食中毒等絶対出さないよう、食品製造及び保管には細心の注意をし、保証された商品の販売に努める。
- 3 指定場所、日時に必ず納入する。
- 4 品質が不良などの製品を納めた場合は、新品と交換し、あるいは返品を受け入れると共に、その顛末書を提出する。
- 5 工場・事業所の施設・設備あるいは従業員・家族の衛生管理について、徹底指導を実行する。
- 6 万一食中毒等事故が発生し、当社（店）より納入した製品に起因する場合は、責任をもってこれの解決にあたる。

令和 年 月 日

御前崎市教育委員会教育長 様

会社（店）名  
代表者名

㊞

## 御前崎市学校給食用物資納入業者登録要領

第1条 この要領は、御前崎市学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）登録に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 納入業者の登録手続きは、次のとおりとする。

1 申請の手続き

- (1) 申請の期間 教育長が定める期間とする。
- (2) 申請の資格 誓約書の内容を厳守できる者
- (3) 申請書 御前崎市指定の様式による。

2 申請時の提出書類

- (1) 御前崎市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式1）
- (2) 営業内容（様式2）
- (3) 誓約書（様式3）
- (4) 食品衛生監視票の写しまたは食品衛生指導票の写し（6ヵ月以内の書類）
- (5) 従業員の保菌検査結果の写し
- (6) 納入食品（食材）検査成績証明書の写し
- (7) その他教育長が必要とする書類

第3条 教育長は、物資納入上必要と認めたときは、前条の規定にかかわらず、納入業者の登録申請を受理することができる。

第4条 教育長は、納入業者が登録に違反し、または不相当と認めたときは、登録の取り消し、若しくは一部停止することができる。

第5条 登録の有効期限は1年間とする。

第6条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

### 附 則

1 この要領は、平成16年1月1日から施行する。

2 御前崎町・浜岡町を平成16年4月1日以降は、御前崎市に読み替えるものとする。

### 附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

様式 4

## 御前崎市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書

御前崎市学校給食用物資納入業者として、登録（変更）を受けたいので関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

御前崎市教育委員会教育長 様

### 変更事項

	変 更 前	変 更 後
郵便番号 所在地		
会社（店）名 代表者名		
電話番号 FAX番号		